書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００２号

札幌市中央区北７条西27丁目３番17号
清算株式会社　北海道ユリカゴ株式会社
代表清算人　鈴木　　基

1　決定年月日　令和８年１月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０８９号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社ミノバト
代表清算人　藤井　征志

1　決定年月日　令和８年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の協定債権者に別紙「弁済額」の欄記載のとおり、各協定債権額に応じて按分して弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。

2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結